

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

6月2日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定1件、火災事故の和解について1件です。

6月9日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、委員7名出席のもと、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第60号 上野原市立ゆずりはら自然の里条例制定について」は、同施設が令和5年3月末をもって県の施設としての運営を終了し、市が引き続き運営を行うため制定するものです。

主な内容として、管理は指定管理者が行い、支払われた利用料金は指定管理者の収入とすること、市は指定管理料を支払わないものとする、利用料金と指定管理者から市への納入金の額については、双方が協議の上決定すること等の説明がありました。

また、本年7月下旬に指定管理者の選定を行い、9月議会における指定管理者指定の議案上程を経て、令和5年4月から指定管理業務を開始するスケジュールとのことです。

委員からの、条例の名称から「青少年」が削除された理由は、という質問については、今までは青少年を対象とした施設であったが、今後は青少年の活動を継続しつつ、子どもから高齢者まで幅広く集客していきたい意図があるため、とのことでした。

委員からは、料金設定や予約の方法について、市内利用者が利用しやすくするべき、施設を市へ引き渡す際には、出来る限りの改修を行うよう、強く県へ働きかける必要がある、との意見が出されました。

「議案第67号 火災事故の和解について」は、令和3年2月に発生したクリーンセンター焼却施設の火災事故に関し、テスコ株式会社と和解し、相手方が本市に対し、4億6千215万7千659円の損害賠償金を支払うものです。

委員からの、本市からの請求額と和解の金額に差はあるのか、という質問については、和解の金額は、本市が積算した修繕費、委託費、工事費、ごみ処理にかかった負担金等を全て計上しており、和解の額はその全額である、との説明がありました。

以上、当局提出2案件について、採決を行った結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員から、少子化対策について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査をすることに決定しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。